

## 船員法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定高速船に乗り組む船員の教育訓練の適合の承認
- ② 手続き根拠 : 船員法第118条の3（船員法施行規則第78条の2第3項）
- ③ 手続対象者 : 教育訓練を実施する船舶所有者
- ④ 提出時期 : 教育訓練を受けさせるとき。
- ⑤ 提出方法 : 教育訓練の内容を記載した書類を所轄地方運輸局又は支局・海事事務所の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 運輸局にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 船員法第118条の3に基づく高速船乗組員の教育訓練の実施届
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先
  - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
  - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
  - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
  - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
  - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
  - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
  - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
  - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
  - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
  - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
  - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船員法施行規則第78条の2第3項
- ② 標準処理期間 : ー
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による